

移動等円滑化取組計画書

令和 7 年 6 月 2 5 日

住 所 名古屋市港区十一屋一丁目 4 6 番地
事業者名 名古屋臨海高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 豊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 当社の鉄道駅施設及び鉄道車両などハード面に関しては開業時点のバリアフリーの基準を満たしており、中期的には経年劣化による保守面からの維持管理計画を立てている。・ 旅客支援面ではソフト面の内容を今まで以上に充実させていく方針である。 |
|---|

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 鉄道駅 ・ 鉄道車両	開業時点のバリアフリー基準を鉄道駅施設、鉄道車両共に満たしており、現時点で見直す計画はない。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客サービス等の教育及び訓練	「あおなみおもてなしハンドブック」（当社作成の社員向けハンドブック）等を使い、駅係員及び運転係員に適宜教育を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する研修教育の充実	・ サービス介助及び救命講習の資格を有する社員が講師となり、新入社員に一律の教育を実施するとともに社員への教育を行うことで、旅客施設における誘導などの体制の充実を図る。 ・ 新規運転士に対して車いす利用者に対する教育を実施。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページや掲示物にて情報提供する	・ ホームページにて各駅のエレベーター及び階段が近い車両扉位置の案内等を掲載。また、全駅のホームと車両との段差を出来るだけ小さくするなどの配慮について掲載。 ・ ホームページにて車いすスペースの設置を記載。 ・ 安全報告書にて、車内優先席表示の設置及び優先席前のつり革の明確化等を記載 ・ 触知案内板による駅施設内の点字案内。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者等に関する研修教育の充実	障害者差別解消法の内容、障害種別の特性等について、新入社員に一律の教育を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページや掲示物にて情報提供する	・ 「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンポスターの掲出 ・ マナーアップに関するポスターの掲出による啓発 ・ 優先席利用に関するマナーについて、ヘルプマークステッカーの掲出、列車内案内表示（多言語）及び音声案内等による啓発。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・座席の更新および優先席シートの明確化

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし	特になし	特になし

Ⅴ 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

Ⅵ その他計画に関連する事項

令和7年度実施事項

- ・座席の更新及び優先席シートの明確化を実施
- ・ホーム車いす案内サインの更新（一部駅を除く）

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。